

ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり支援事業業務委託 質問回答票 (R6.10.23)

	質問内容	回答
1	審査基準表には「類似業務の実績」の項目がありますが、実施要領には具体的な記載がありません。どのような業務が類似業務とみなされますか。	バックオフィス業務の効率化を図るための各種システム導入支援実績を想定しておりますが、具体的には仕様書の「4 業務委託内容」を参考に御判断ください。
2	モデル地域の選定基準や、選定済みの場合は具体的な地域名を教えてください。	<p>モデル地域は、以下（１）～（４）の方法で選定します。</p> <p>また、現在モデル地域の選定作業中のため未決定ですが、応募があった５市町村の中から、３つのモデル地域を選定する予定です。</p> <p>なお、１モデル地域当たりの事業所数は、今のところ概ね 30 事業所未満となる予定です。</p> <p>(1) 申込があった市町村の中から、それぞれの市町村に設置されている事業所の総数に対するケアプランデータ連携システム導入意向のある事業所数の割合が最も高い市町村上位３者を選定する。</p> <p>(2) 上位３者の市町村に隣接する市町村の事業所のうち、連携システム導入意向を有する事業所については、当該事業所を上位３者のモデル市町村に加えることも可能とする。</p> <p>(3) 上記(2)において、上位３者のうち２者以上が１モデルとなった場合には、次点の市町村を繰り上げて選定する。</p> <p>(4) 申込市町村が３市町村以下の場合は、全ての申込市町村を選定する。</p>
3	恐らくは提案内容に含めるものだと思いますが、介護ソフト導入支援について、具体的な内容やどこまでの範囲を支援するのか、詳細は決まっていますか。	介護ソフトのインストールや設定、操作方法の説明等を想定しています。なお、既に介護ソフトを導入している事業所については、介護ソフト導入支援は不要です。
4	研修会やセミナーの開催時期、場所、内容、参加対象者などの詳細を教えてください。	<p>開催時期と場所は、県と協議の上、決定します。なお、広報については県と市町村において行います。</p> <p>また、参加対象者は、モデル事業に参加する事業所の職員とし、内容としては、必要に応じて講師の活用も行いながら、ケアプランデータ連携システムの概要や導入時の作業内容、操作方法、導入効果等についての説明などを想定しています。</p>
5	好事例集の具体的な内容や構成、作成時期、配布方法などを教えてください。	具体的な内容や構成等については、事業を進める中で、県と協議の上決定しますが、伴走支援完了後に開催予定としている好事例等紹介セミナーで配布したいと考えております。
6	ヒアリングやタイムスタディ等：調査対象、時期、方法などの詳細を教えてください。	モデル事業に参加する事業所を対象に、契約締結日から令和7年3月31日までに実施していただきます。具体的な方法については、今回の企画提案競技に参加する業者に御提案いただきたいと考えております。
7	業務責任者に求められる具体的な能力や経験について教えてください。	ITシステム分野の経験や知見が豊富で、業務全般を計画的に遂行するための管理能力を有している方を想定しています。

	質問内容	回答
8	各地域の事業所数は、最大 100 か所と記述されていますが、1つの事業者が複数事業所を運営しているケースがあると理解しています。この場合の複数事業所数カウントは、その事業所数をカウントすることになりますでしょうか。	1つの事業者（法人）が複数事業所を運営している場合、事業者（法人）で1カウントではなく、事業所ごとに1カウントとなります。 なお、現時点における1モデル当たりの事業所数見込みは、質問内容の2をご覧ください。
9	各地域の事業所数は、最大 100 か所と記述されていますがこの数字は、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の合計と考えて良いでしょうか。	貴社のお考えのとおり、国が示しているケアプランデータ連携標準仕様（別添）7～9ページに示されている、データ連携を行うサービス範囲に該当する居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の合計が最大 100 か所となります。 なお、現時点における1モデル当たりの事業所数見込みは、質問内容の2をご覧ください。
10	委託範囲内で連携システムライセンス料の支払と記述されていますが、これは一年分で最大 300 か所を委託料の中から支出する必要があるという理解でよろしいでしょうか。（2年目以降は各事業所が支払う）	貴社のお考えのとおり、2年目以降は各事業所負担です。 なお、介護保険伝送請求を行っていない事業所については、連携システムライセンス料に加えて電子証明書発行手数料 13,200 円が必要となり、そのような事業所がモデル市町村に含まれる場合は、当該手数料についても、初回分に限り委託料の中から支出していただくことを想定しています。 参考：ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイトに掲載されているQA https://www.careplan-renkei-support.jp/wp-content/uploads/sites/2/2023/07/230526_0005_QA.pdf
11	介護ソフトを導入してない、または「ケアプランデータ連携標準仕様のベンダー試験が完了している介護ソフト」ではない介護ソフトを導入している事業所への対応については、ご提案を実施、導入までの費用は事業所による負担と考えて良いでしょうか。	介護ソフトの購入費用は今回の事業費の対象外であり、委託料の中から支出することはありませんが、介護ソフトの操作方法の説明など、すでに介護ソフトを導入済みの事業所に対する技術的な支援は、今回の委託業務に含まれます。